

役員及び評議員の報酬等に関する規程

社会福祉法人 みどり会

平成28年10月29日改定

社会福祉法人 みどり会 役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人みどり会の役員及び評議員の報酬等について定めるものである。

(定 義)

第 2 条 この規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会の出席)

第 3 条 役員が理事会に出席したとき及び評議員が評議員会に出席したときは、【別表 1】により報酬を支払うことができる。

2 理事会および評議会出席の為の交通費として【別表 1】により支給できる。

(理事及び評議員の報酬)

第 4 条 理事が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、【別表 2】により報酬を支払うことができる。

2 評議員が評議員会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、【別表 2】により報酬を支払うことができる。

(監事の報酬)

第 5 条 監事が法人及び施設の運営状況を指導または監査の業務に当たった場合は、【別表 2】により報酬を支払うことができる。

(適用除外)

第 6 条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改 正)

第 7 条 当規程を改正する必要がある場合には、理事会及び評議員会の議決を経なければならない。

付 則

この規程は、平成 20 年 3 月 1 日より適用する。

この規程は、平成 28 年 3 月 26 日より適用する。

この規程は、平成 28 年 10 月 29 日より変更適用する。

【別表1】

名 称	報 酬
理事会出席報酬	10,000円
評議会出席報酬	10,000円
理事会・評議会出席交通費	下記のとおり

交通費

交通機関の場合、実費支給（指定席まで支給可）とする。

交通機関以外の場合（自家用車、バイク等）、下記のとおりとする。

片道 5 km 未満	500円
5 km 以上～10 km 未満	1,000円
10 km 以上～15 km 未満	1,500円
15 km 以上～20 km 未満	2,000円
20 km 以上～25 km 未満	2,500円
25 km 以上～30 km 未満	3,000円
・	
・	
・	

【別表2】

名 称	報 酬
理事及び評議員業務報酬等	20,000円/日
監事監査指導報酬等	10,000円/回

例)

理事が評議員会と理事会出席した場合

理事会 出席 10,000円

評議員会 出席 10,000円

交通費

監事が評議員会と理事会出席し、決算の指導監査を行った場合

理事会 出席 10,000円

評議員会 出席 10,000円

監事監査指導 10,000円 (決算報告時等)

交通費

評議員が評議員会を出席した場合

評議員会 出席 10,000円

交通費

支給となる。